

坂出市移住体験宿泊補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住および定住の促進による地域の活性化を図るため、本市への移住を目的として住居または仕事探し等を行う者に対し、坂出市移住体験宿泊補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、坂出市補助金等交付規則（平成12年坂出市規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「宿泊施設」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業法を同法第3条第1項の許可を受けて営む施設
- (2) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を同法第3条第1項の届出をして営む施設

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、香川県外に住所を有する者で市内の宿泊施設に宿泊し、次の各号のいずれかに該当する活動（以下「補助対象活動」という。）を行うものとする。ただし、移住フェア、オンライン等により、事前に本市への移住検討または相談を行い、補助金の申請および補助対象活動の内容について確認を受けた者に限る。

- (1) 本市への移住を目的として、市内で住居または仕事を探す活動
- (2) 本市への移住を目的として、主に市内の地域情報を収集する活動

2 補助対象者ととともに補助対象活動を行う同行者（以下「同行者」という。）においては、第1項に規定する要件を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に補助金の交付の対象とする。

- (1) 補助対象者と同一世帯に属する者
- (2) 補助対象者と親子関係であることが確認できる者

(補助金の額等)

第4条 補助対象者が、補助対象活動のために市内の宿泊施設に宿泊した場合の補助額は、基本宿泊料の額とする。ただし、1人当たり1泊6,000円を上限とし、3泊分を限度とする。

2 前項の基本宿泊料は、標準的な1泊2食付き（朝食のみまたは食事なしの場合を含む。）の料金とし、追加の料理、酒類、サービス料金等は含まないものとする。

3 同行者の補助額については、第1項に規定する額と同額とする。ただし、同行者の数は3人までとする。

4 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、坂出市移住体験宿泊補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）により、宿泊期間の最終日から起算して1月または交付申請に係る会計年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に申請しなければならない。

(1) 申請者および同行者の現住所を証する書面の写し

(2) 宿泊施設使用料の領収書の写し

(3) 補助対象活動の内容が分かる書類

(4) その他市長が特に必要があると認める書類

2 申請者は、窓口、郵送または電子申請により申請することができる。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、坂出市移住体験宿泊補助金交付（不交付）決定および額の確定通知書（様式第2号）により通知するとともに、交付する旨の決定をしたときは、補助金を交付するものとする。この場合において、交付決定の日と同日に交付の請求があったものとみなす。

（補助金の返還）

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付

した補助金の全部または一部について返還させるものとする。

2 市長は、前項の規定により申請者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。